

固定資産情報管理システム構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業 務 名 固定資産情報管理システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙「固定資産情報管理システム構築業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在、下諏訪町の入札参加資格者名簿に建設コンサルタントの「地図の調整」の登録がある者であること。
- (2) 長野県内に事業所を有する者であること。
- (3) 下諏訪町の指名停止措置の期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止をされている者でないこと。
- (8) 国税、地方税、下諏訪町の使用料及び手数料のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 平成27年度から令和6年度にかけて、法務局が保有するデータを活用して公図を電子化・管理するシステムを自治体に導入した実績を有している者であること。
（本社、支社、営業所の別を問わない）

3 実施日程

項目	期日
公告	令和7年4月1日（火）
質問受付期限	令和7年4月8日（火）午後5時15分締切
質問に対する回答期限	令和7年4月14日（月）
参加申請書の提出期限	令和7年4月18日（金）午後5時15分締切
参加資格審査結果通知	令和7年4月24日（木）
提案書及び見積書の提出期限	令和7年5月14日（水）午後5時15分締切
プレゼンテーション審査	令和7年5月20日（火）
契約交渉候補者選定結果通知	令和7年5月23日（金）
契約締結	令和7年5月下旬（予定）

※災害その他の理由により、上記日程を変更する場合がある。

4 提出書類の様式

下諏訪町公式ホームページから該当の様式をダウンロードして使用すること。

5 質問・回答

- (1) 本プロポーザルに関する質問は、「3 実施日程」に記載の期限までに「質問書（様式1）」をPDFにより電子メールで送信すること。
- (2) 質問に対する回答は、「3 実施日程」に記載の期限までに下諏訪町公式ホームページで公開する。

6 参加申請書

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申請者」という。）は、「3 実施日程」に記載の期限までに次の書類をPDFにより電子メールで送信すること。

提出書類
公募型プロポーザル参加申請書（様式2）
会社概要書（様式3）
業務実績調書（様式4）
誓約書（様式5）

7 提案書及び見積書等

参加申請者は、「3 実施日程」に記載の期限までに次の書類を提出すること。

提出書類	注意事項	提出部数等
提案書 (任意様式)	A4用紙、フォント10.5pt以上、ページ番号を付すこと。「10 審査（4）評価基準」に記載の項目を網羅すること。枚数制限なし。	紙媒体5部 及び 電子データ
見積書 及び 内訳書 (様式6)	①仕様書に基づくシステム構築に係る経費として、契約を希望する価格の総額を記載すること。（本業務の契約対象） ※上限額8,360,000円（消費税及び地方消費税を含む）	電子データ
	②本業務とは別の経費として発生する令和8年1月から令和8年3月末までのシステム使用料（3か月分）を記載すること。 ※上限額99,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	③本業務とは別の経費として発生する令和8年度以降の保守費用等（システム利用料及び公図データ年次異動更新等の必要経費の一切を含む費用）の年額を記載すること。 ※上限額の設定なし	
	①～③について、単価内訳明細書を提出すること。	
機能要件表 (様式7)	各機能への対応状況について、○印又は×印を記載すること。実装済みの機能のみ○印を記載できるものとし、要件に対応するために個別開発することは認めない。	

8 提案書及び見積書等の提出方法

参加申請者は、「7 提案書及び見積書等」に記載の提出書類を次の方法により提出すること。

- (1) 紙媒体の提出書類は、郵送（書留郵便に限る）又は持参（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）によること。
- (2) 電子データの提出書類は、PDFファイルにより電子メールで送信するか、データCDの郵送（書留郵便に限る）又は持参（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）によること。

9 辞退届

本プロポーザルを辞退しようとする参加申請者は、「3 実施日程」に記載のプレゼンテーション審査の前日の午後5時15分までに「辞退届（様式8）」をPDFファイルにより電子メールで送信すること。

10 審査

(1) 参加資格審査

「6 参加申請書」に記載の提出書類に基づき、参加資格を審査する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。審査の結果は、「3 実施日程」に記載の期日までに参加申請者へ電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査

- ①審査は、別に定める審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- ②プレゼンテーションの方法は、下諏訪町庁舎における対面又はオンライン会議のうちから参加申請者が選択する。
- ③プレゼンテーションは、提案書が提出された順に行い、開始時間は、別途参加申請者へ通知する。
- ④プレゼンテーションに使用する大型ディスプレイ、接続用HDMIケーブル及びオンライン会議用アカウントは、下諏訪町が用意する。その他の機器（パソコン等）が必要な場合は、参加申請者が用意すること。
- ⑤プレゼンテーションの時間は、準備時間を除き30分以内（操作デモンストレーションを含む）とし、その後の質疑応答の時間は10分以内とする。
- ⑥プレゼンテーションに出席する参加申請者は、4名以内とする。
- ⑦プレゼンテーションの際に追加資料を配布することは、禁止する。
- ⑧審査は、参加申請者が1者であっても実施する。
- ⑨審査の結果は、「3 実施日程」に記載の期日までにプレゼンテーション参加者へ郵送で通知のうえ、各参加者の評価点を下諏訪町公式ホームページで公表する。ただし、選定されなかった会社の名称は、公表しない。
- ⑩審査は非公開とし、審査の経過に関する質問には回答しない。

(3) 契約交渉候補者の選定

次により契約交渉候補者を選定する。

- ①すべてのプレゼンテーション終了後に、委員会が次号に記載の「評価基準」により、評価点を集計する。
- ②委員会の全委員の評価点の平均値が最も高い者を契約交渉候補者とし、同点の者がいる場合は、委員会で協議のうえ、順位を決定する。
- ③評価点の平均値は、小数点以下第2位四捨五入第1位止めとする。

(4) 評価基準

評価基準は、次の表のとおりとする。

提出様式	評価項目	評価基準	評価点
様式 3	情報セキュリティ等の認証	・情報セキュリティや I S O 等の認定の取得件数を評価する	5
様式 4	業務実績	・過去10年間の同種業務の実績件数を評価する	5
様式 6	見積金額	・システム構築業務の費用を評価する (最低見積額/提案者の見積額) × 評価点 ※金額は税込、小数点以下第 2 位を四捨五入	10
		・システム使用料及び保守費用の合計額を評価する (最低見積額/提案者の見積額) × 評価点 ※金額は税込、小数点以下第 2 位を四捨五入	5
様式 7	機能要件	・システムの機能の充足度合を評価する	10
提案書	業務実施方針	・業務の目的や必要性を理解しているか、課題解決の方法が適切かを評価する ・セキュリティ対策の実施方法を評価する	10
	作業工程	・実現可能な工程か、実施すべき作業の流れや役割分担が適切かを評価する	5
	公図電子化	・効率的な電子化の手法か、データ整備の手法が後の運用を考慮しているかを評価する	15
	システム構築	・システムの使いやすさ、窓口対応を前提とした操作性を評価する ・業務改善を主眼に置いたシステム設計となっているかを評価する	15
	運用保守及びデータ更新	・長期間安定して運用できるかを評価する ・データ更新の手法が適切かを評価する	15
	独自提案	・業務改善、システム拡張性等の独自提案を評価する	5
合計			100

11 失格条件

参加申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書、提案書及び見積書等の提出書類が本要領に定めた様式、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 「7 提案書及び見積書等」に記載の見積書の金額が上限額を超えた場合。
- (5) 本実施要領に違反又は逸脱した場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (7) 「6 参加申請書」に記載の公募型プロポーザル参加申請書の提出後に下諏訪町から指名停止の措置を受けた場合。
- (8) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合。

12 契約の締結

- (1) 下諏訪町及び契約交渉候補者は、協議により業務内容を調整し、契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉候補者は、下諏訪町との協議により調整した業務内容を基に、改めて見積書を提出すること。なお、改めて提出する見積書の金額は、「7 提案書及び見積書等」において提出した見積書の金額を上回ることができない。
- (3) 下諏訪町は、契約交渉候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の契約交渉候補者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 契約交渉候補者が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合は、その者とは契約しない。

13 その他

- (1) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、すべて参加申請者の負担とする。
- (2) 提案書等の提出書類は、返却しない。

14 書類の提出・質問受付・問合せ先

下諏訪町 税務課資産税係

〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

電 話 0266-27-1111 (内線234)

F A X 0266-28-1070

電子メール sisan@town.shimosuwa.lg.jp